

# 「部落差別の解消の推進に関する法律」の 意義について

## 神戸 修

(一財) 同和教育振興会 事業運営委員  
大阪芸術大学短期大学部講師 (人権論担当)

昨年(2016・平成28)12月9日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。2016年2月18日に自民党政務調査会内に「差別問題に関する小委員会」が設置され検討開始、同年6月1日には第190回通常国会が閉会されるも衆議院法務委員会で継続審議扱いとなりました。さらに同年11月16日に衆議院法務委員会にて賛成多数で成立後、衆議院本会議で賛成多数で可決、翌12月8日に参議院法務委員会で賛成多数で可決後、ついに12月9日に参議院本会議で賛

成多数で可決(12月16日施行)という経緯を経てのものでした。この法律は6条からなるシンプルなものですが、その成立の意義は大変大きいものです。以下にその意義を指摘しておきます。

第一に、罰則規定のない理念法であるが、期間や地域を限定しない恒久法であり、「部落差別の解消」を普遍的な課題として提示したこと。しかも、これまでの「同和問題」「地域改善」といった、どちらかというところと行政的色彩の強い言葉ではなく、差別の現実と、問題のもつ歴

史的・構造的意味がよりクリアーに表現された「部落差別」という表現が使われていることも見逃せません。

第二に、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み<sup>かんが</sup>、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」(第一条)とあるように、部落差別が今なお存在することを認め、部落差別がすでに解消した過去の問題であるかのような見解や議論を明確に否定した点。

第三に、第一条に謳<sup>うた</sup>われているよう

▶執筆プロフィール

神戸 修

こうべ おさむ



1960年生まれ。龍谷大学文学部文学(仏教学)卒業。同大学大学院文学研究科博士課程(真宗学)単位取得退学。現在浄土真宗本願寺派大阪教区天野北組西教寺住職。同組蓮光寺住職代務。同組組長。同派布教使。一般財団法人同和教育振興会事業運営委員。大阪芸術大学短期大学部講師(人権論担当)。

著書『戦時教学と浄土真宗』(社会評論社)『人権理解の視座』(明石書店)『人権侵害と戦争正当化論』(明石書店)『十五年戦争下の西本願寺教団』(同和教育振興会)『堺別院史』(共著)。

第六に、「国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を図るものとする。地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に應じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」(第五条)とあるように、特に教育と啓発の重要性を明記したこと。

に、かつての「同和对策事業特別措置法」とは違い、「部落差別のない社会の実現」という「目的」を明記したこと。第四に、「部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行なわれなければならない。」(第二条)とあるように、「部落差別のない社会の実現」が「かけがえのない個人として尊重されるもの」とし

て、その実現を「国民一人一人の理解」の上に打ち立てることを宣言したこと。第五に、「国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導および助言を行う責務を有する。地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国および他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に應じた施策を講ずるよう努めるものとする。」(第三条)あるいは「国は、部落差

別に關する相談に的確に應ずるための体制の充実を図るものとする。地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に應じ、部落差別に關する相談に的確に應ずるための体制の充実を図るものとする。」(第四条)または「国は、部落差別の解消に關する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。」(第六条)とあるように、上記「部落差別の解消」という「目的」を、国及び地方公共団体の「責務」として明記し、かつ「相談体制の充実」や「実態調査」などの具体的な内容を提示したこと。

第七に、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」(第一条)とあるように、現代社会の特徴を踏まえての部落差別の解消の重要性を指摘していること。以上があげられます。

法律成立の背景としては、やはり「鳥取ループ事件」が大きいでしょう。これは、「同和はタブーだと思い込んでいる人たちをおちよくるため」と嘯き、被差別部落の地名をネットですらし続けている悪質なグループが、2016年2月に、「部落地名総鑑」の原典とされる、1936年発行の『全国部落調査』(中央融和事業協会)を復刻、更にそこに現在の地名を加えて「アマゾン」で販売すると告知した事件です。現在は解放同盟の申し立てを受けて出版は禁止されているものの、同ループは「全国部落調査」を含む裁判申立書一式をオークションに出品、150人が入札して51000円で落札された、という事件です。最先端のメディアを使用しての、広範で多くの人々

が被害を蒙ったことが、衝撃をもって認識された事件でした。しかも、こういった新たな情報手段を使った差別は、2003年に国会に上程された「人権擁護法案」によって禁止されることが想定されていましたが、この法案は成立しませんでした。「鳥取ループ事件」は、いわばこの法的な真空状態に現れたわけです。是非とも、差別を法的に禁止する法が望まれていたのです。

また別の意味での背景としては、差別を許さず、人権文化を根付かせようとする大きな世界的潮流があります。2014年9月26日に、国連の人種差別撤廃委員会が、日本政府の「人種差別撤廃条約、第七・第八・第九回政府報告」に対して、「部落差別による根強い社会経済的な格差があるにも関わらず、部落差別を条約の適用から除外し、排除していることを遺憾に思う」と勧告したことなどが象徴的です。そして何よりも、これまでの、特に水平社以来、部落差別をなくすために闘い続けられてきた解放運動の

粘り強い歴史と後押しがあったことは重要です。そして私達の同朋運動も、もちろんこの解放運動に連なることも忘れてはなりません。

また、法律の中に部落差別の「定義」がない、ということが批判的に議論されました。しかし、被差別部落出身であることを理由にした結婚・就職差別などが今尚存在することは厳然とした事実です。そして、そもそも差別や抑圧の現実には、その「定義」が先行して事実が発見されるわけではありません。むしろ、差別や抑圧に苦しむ人々が声をあげ、その声に耳を傾けることによって、差別の現実が認知されるということが出発点であり、「定義」や理論的分析はその認識の上に立ってなされるのです。まず差別の現実があつてその後に理論的枠組みが検討されるのであり、決してその逆ではありません。「定義がない」ということは欠陥ではなく、むしろ部落差別の現実とその複雑さに由来するものとして把握される必要があります。その意味では、こ

の法律は、理念・観念や理論ではなく差別の現実から出発する、という同朋運動の原則とあい通じるものがあります。

さらに課題としては、理念法であることから、差別の加害者への社会的制裁という点で限界があり、その限界が差別の被害者の真の人権回復を不十分なものにしかねないこと、が指摘されています。あるいは、「実態調査」や「相談体制」が、真の部落差別解消に資するものではなく、形式的なものになる可能性や、また、部落差別解消への取り組みが、近年のインターネットなど情報化社会の進展に対応することに集中・終始してしまうことなどが指摘されています。法律の成立は到達点ではなく、出発点であることを認識して、こういった課題・危惧を払拭<sup>しよく</sup>していく必要があります。

最後に、「同和対策事業特別措置法」は、差別の解消を目的としていましたが、被差別部落の生活環境の向上に重点がおかれていましたので、いきおい問題が被差別部落の内部にとどまってしまう

たということがあります。しかし今回の法律は「国民一人一人の理解を深める」(第二条)とあるように、差別の問題を、むしろ差別する側を含めた、一人一人に問いかけるような内容になっています。私たちは、この法律によつて自らの差別意識、体質、あるいは歴史を問うこと、そしてそこから、「御同朋<sup>おんどうぼう</sup>の社会の実現を目指す」すなわち「差別を許さない」教団の一員として、部落解放に向けて、宗教者として、どのようにこの法律を具体化していくかという課題を突き付けられていると言えましょう。

喫緊<sup>きつぎん</sup>の課題としては、二つの課題があると考えられます。一つは、この法律が成立したこと、そしてその内容と意義を、教団の現実に即して、周知徹底することです。二つには、「実態調査」の必要性が法律で指摘されていますが、一般的な調査では把握しきれない、宗教観などの価値観調査も必要でありましょう。行政による調査に加えて、やはり宗教教団独自の視点からの実態調査が必要であ

ると思われます。